

# 危機管理マニュアル

令和 5 年 9 月

枚方市立平野小学校

※本マニュアルは公開用につき各担当者名を記載していません。

# 学校安全及び防犯・防災計画

## <危険を未然に防ぐリスクマネジメント>

学校におけるリスクマネジメントとは、校内で起こりうる危険を予測して未然に防いだり、被害を最小限に抑えるために環境整備や体制整備を整えたりすることです。

たとえば、学校で行うリスクマネジメントには施設の安全点検や避難訓練、教職員研修、安全教育などが含まれます。

これまでも災害時に活用できる緊急連絡カードの作成や、学校の「消防計画」「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル」等に沿って安全管理に努めてきました。今後もいかなる災害時においても対応できる児童への安全指導および地域・保護者との連携に努めます。

## <今年度の重点課題>

- ① いつ、どこで、いかなる災害においても対応できる児童への安全指導
- ② 学校の安全確保・安全管理の日が制定された意義を日々鑑み、不審者対応の避難訓練等、内容を充実して実施する。
- ③ 毎月20日に安全点検を実施し、遊具等の安全管理・防犯点検に努める。
- ④ 関係機関や地域・保護者とも連携をしながら、「不審者進入防止・侵入時の危機管理マニュアル」の見直し・充実を図っていく。
- ⑤ 地域保護者への情報提供等を適切に行う。

## <避難訓練・安全指導について>

(1) 対象災害等種別 火災、地震、風水害、不審者の侵入、引き渡し

(2) 訓練計画

1学期… 5月：地震・引き渡し、6月：風水害、7月：不審者

2学期… 9月：地震（880万人訓練に併せて）

3学期… 2月：火災

(3) 基本的な避難経路 ※別掲

(4) 基本的な避難順序

- ① 通報と同時に学習・作業・遊び等をやめ、静かに指示を聞く。
- ② 児童数の確認。
- ③ 出入り口の確認と確保。
- ④ 廊下に出て二列に整列。
- ⑤ 避難。（担任は出欠記録表を携帯）
- ⑥ 朝礼台前に整列。
- ⑦ 校長に避難完了を報告（学年ごとに児童数の報告）

(5) 避難の際の心得

- 避難中は必要のないことはしゃべらない。
- あわてないで落ち着いて行動し、校舎内では絶対に走らない。
- 指示があるとき以外は、何も持たず、靴もそのまま避難する。
- 出入り口や階段では特に、前の人を押したりしない。
- 避難の途中に教室に戻ったり、落とし物を拾ったりしない。
- 避難場所に着いたら、静かに素早く整列し人数確認をする。

## <火災についての防災計画>

(1) 平常防災計画

- 防災器具点検（学期1回）… 事務職員、担任外（教務、教科）
- 各教室廊下の防火用水の準備… 各担任及び特別教室担当者
- 保健室… 養護教諭
- 校務員… 校務員
- 校長室・職員室… 教頭
- 調理場… 調理員

(2) 自衛消防組織表

自 衛 消 防 隊 長  校 長	副 隊 長  教 頭	通報係	
		通報連絡班	諸連絡係 首席 *学年・校内連絡
		避難誘導班	誘導係 各学級担任 *運動場まで避難 救助隊 担任外: ( ) *火災発生場所を確認し誘導
自 衛 消 防 隊 長  校 長	副 隊 長  教 頭	児童管理係	
		消火班	消火器係
			消火栓係
自 衛 消 防 隊 長  校 長	副 隊 長  教 頭	涉外班	
		消防隊誘導班	
		警戒班	
		救護班	
		搬出班	
		夜間防火担当責任者	(17:15~21:30)

(3) 避難方法

<火災非難について>

- ①火災が発生した場合、火災報知器等により発生場所を確認し、放送機器等を通じて通報する。
- ②校長(教頭)は出火場所を考えて、経路、避難場所の変更等を指示する。
- ③担任、当該担当教員は指示のあった避難経路で児童を誘導し点呼する。
- ④担任以外の教職員、人員点呼のすんだ担任は直ちに上記(2)の配備につく。
- ⑤避難中の児童は、校長指示の帰宅の措置が出るまで帰宅させてはならない。

<地震避難の留意点>

- ①机の下に身体を入れて震度の弱まるのを待つ。
- ②地震と感じたとき、すぐに避難口を開ける。
- ③ストーブ等の火の始末をきちんとする。
- ④避難の際は、教科書、ランドセル等適当な物を頭におき、落下物に注意する。

<風水害避難について>

- 台風等が接近し、大阪府全域または、東部大阪に暴風警報、暴風雪警報あるいは洪水警報が出た場合は、学校長の指示により登校中止あるいは下校の措置をとる。
- 下校の必要がある場合は、保護者へ連絡の上、引き渡しによる下校を開始する。

<不審者の侵入への対応について>

- 児童の安全を第一に考え、危機管理マニュアル(別掲)に従って対応する。
- 備考: 必要に応じてPTAの生活指導委員、地域団体、関係機関と連携をとる。

## 不審者侵入防止のための危機管理マニュアル(令和5年度概要版)

(平成30年度より「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドラインを追加」)

### 【本校の設定について】

- \* 平成16年1月から、枚方市教育委員会の指示により、学校の門についてはすべて常時施錠している。正門には、「モニター付きインターホン」があり、インターホンを鳴らした人物をモニターで確認した上で、来校を認める場合には、職員室の職員が解錠し、玄関で来校者名簿に記入の上、名札をつけてもらう。また、平成22年から防犯ビデオを設置し、正門付近の監視および録画による記録を行っている。
- \* 平成17年度から夜間は機械警備になり、その間までは学校施設管理人が配置されている。
- \* 教職員数、児童数は次のとおり想定している。

児童数597名(内訳:4年4学級、その他の学年3学級、支援学級8学級:計27学級+通級指導教室)

教職員数47名(内訳:校長1名、教頭1名、首席1名、教諭・講師31名、養護教諭1名、栄養教諭1名、

JTE1名、心の教室相談員1名、事務職員1名、校務員1名、給食調理員4名、学校施設管理人2名

支援教育支援員1)

(教職員一覧)

校長		1年1組		4年4組		支援学級	
教頭		1年2組		5年1組		支援学級	
首席		1年3組		5年2組		支援学級	
専科		2年1組		5年3組		通級指導教室	
専科		2年2組		6年1組		支援教育支援員	
専科		2年3組		6年2組		調理員	
養護教諭		3年1組		6年3組		調理員	
栄養教諭		3年2組		支援コーディネーター		調理員	
事務		3年3組				調理員	
校務員		4年1組		支援学級		施設管理	
心の相談		4年2組		支援学級		施設管理	
JTE		4年3組		支援学級			

### \* 校時

8:30~ 8:45	朝学習	12:15~12:55	給食
8:45~ 9:30	1時限	12:55~13:20	昼休み
9:30~ 9:35	休憩	13:20~13:30	清掃
9:35~10:20	2時限	13:30~13:35	清掃後かたづけ
10:20~10:40	中休み	13:35~14:20	5時限
10:40~11:25	3時限	14:20~14:25	休憩
11:25~11:30	休憩	14:25~15:10	6時限
11:30~12:15	4時限	15:45	最終下校時刻

※登校時刻=8時05分~8時20分

※最終下校時刻 = 15時45分

※遊びに来た児童の最終下校時刻=(3月~10月)=17時(11月~2月)=16時30分

※留守家庭児童会の最終下校時刻=19時

\* 教職員は、常時名札をつけ、万一の際の情報伝達のため、防犯ベルまたは笛(ホイッスル)を常時携帯する。

\* 毎月一回20日に「学校安全点検の日」を設定し、校内巡視と安全点検を実施している。

\* 学校の電話番号:050-7102-9160

\* 関係機関等

・所轄警察署=「枚方警察署」(電話:072-845-1234)

・所轄消防署=「枚方東消防署」(電話:072-852-9999)

・最寄り医療機関=「佐藤病院」(電話:072-850-8711)

・近隣の学校園 「枚方市立招提中学校」(電話:050-7102-9215)

「枚方市立招提小学校」(電話:050-7102-9084)

・教育委員会児童生徒支援室(電話:050-7105-8048)

# 関係者以外の学校への立ち入り

## I 来校者を見かけた場合

見かけた教職員は、「来校者名札」を着用しているかチェックする。

### (1) 着用している場合

→ あいさつと声かけ

「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」等

→ 挙動不審の場合には、第1会議室まで案内する。

「ご用件をお聞きしますのでこちらへお越しください。」等

⇒2へ

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。⇒3へ

### (2) 着用していない場合

「恐れ入りますが、受付はお済みでしょうか?」と、声をかける。

→ 受付まで案内し、来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらう。

→ 受付を拒否した場合には、第1会議室まで案内する。

「ご用件をお聞きしますのでこちらへお越しください。」等

⇒2へ

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。⇒3へ

## 2 小会議室に案内した場合

案内する途中で他の教職員へ連絡する。それができないときは、第1会議室に通してから連絡し、複数教職員で対応する。

「本校では、来校者の皆さんに、必ず受付で来校者名簿に記入し、来校者名札を着用していただくようお願いしている。」ことを説明し、ご理解いただく。

「本校へどのようなご用件で来られましたか?」と、用件を確認する。

### (1) 理解いただき、用件のある場合

来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。

### (2) 理解いただけない場合・用件のない場合

退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

⇒3へ

## 3 退去を求めた場合

### (1) 退去した場合

退去を確認し、再度侵入しないよう監視する。

教頭から、枚方警察署 (845-1234) 教委児童生徒支援室 (050-7105-8048)

招提中学校 (050-7102-9215) 招提小学校 (050-7102-9084)

殿山第二小学校 (050-7102-9044)

第三中学校 (050-7102-9190) に連絡する。

### (2) 退去を拒否した場合

危害を加える恐れがないかを判断する。

→ 恐れがないと判断する場合には、再度退去するよう説得する。

→ 退去した場合

⇒3(1) 退去した場合へ

→ 退去を拒否した場合

⇒レベル1へ

→ 恐れがあると判断する場合

⇒レベル1へ

# 危機レベルと事件対策本部の発動

## 危 機 レ ベ ル

レベル1:児童(教職員)に危害が及ぶ危険性がある場合

レベル2:児童(教職員)に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

レベル3:児童(教職員)に危害が及んだ場合

※ レベル1以上の状況となった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。

※ 笛が鳴った場合はレベル2以上の状況であるので、近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。

※ 状況に応じ、本部の指示のもと臨機応変に対応する。

役割	名 前	発生時・直後の対応		中・長期的な対応
本部	◎校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の状況把握、統括及び指揮</li> <li>・警察(110番)、消防(119番)への通報</li> <li>・校内緊急放送</li> <li>・児童への指示の決定</li> <li>・教育委員会児童生徒課への連絡及び支援要請</li> <li>・近隣学校園への連絡</li> <li>・保護者(PTA本部役員等)への連絡</li> <li>・通信方法の確保(電話・FAX等)</li> <li>・報道機関の対応</li> <li>・当日の下校方法の決定</li> <li>・今後の登下校方法・授業についての決定</li> <li>・保護者説明会の準備と開催</li> <li>・保護者あて連絡文の発行・記録</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止、学校再開のための総括</li> <li>・報告書の作成</li> <li>・保護者、地域住民との連携方策等の改善</li> </ul>
安全・ 救護	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所・経路の設定</li> <li>・児童の誘導</li> <li>・児童の点呼</li> <li>・児童の状況把握</li> <li>・必要に応じ救護班の応援をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケア着手</li> <li>・記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者に対するケア</li> <li>・心のケア</li> <li>・学校医等との連携体制の改善</li> <li>・安全教育の内容、指導体制等の見直し</li> </ul>
	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の確認、全容把握</li> <li>・負傷者の応急手当</li> <li>・負傷者の搬出</li> <li>・救急車同乗及び搬送先からの連絡</li> <li>・負傷者搬送先の確認</li> <li>・負傷児童の保護者への連絡</li> <li>・学校医への連絡</li> </ul>		
侵入 者対 応	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入者対応</li> <li>・侵入者隔離</li> <li>・校内巡視</li> <li>・事件の情報収集、把握、整理</li> <li>・学校の安全状況の把握</li> <li>・地域の安全状況の把握</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善</li> <li>・組織(役割分担)の見直し</li> </ul>

# 避難と待機についての原則

- 1 侵入者があった場合で、緊急に避難させる必要があるかどうか分からぬ場合（近くに侵入者等がおらず、状況が不明の時）は、原則として状況が判明するまで、児童を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により避難する。
- 2 教職員が児童の近くにおり、児童に指示できる場合は次のようにする。
  - (1) 児童を教室に待機させる場合
    - 教室の窓、扉を閉める。児童の人数確認後は施錠する。
    - 教室内では児童を出入り口から遠ざけておく。
    - 教職員は防衛できるような道具（イス等）を持ち、侵入に備える。
    - 放送の指示があれば、指示に従い避難する。
    - 避難場所は、次のいずれかの指示がある。  
＊ 体育館（原則）＊ 運動場
  - (2) 児童を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に児童の安全を確保するとき）
    - 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、児童を避難させる。
    - 避難場所は、職員室、図書室等。状況によってはより安全なところを選び、誘導することもあり得る。
    - 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防衛できるような物を用いたりして、児童が避難できるよう時間を稼ぐ。
    - 避難する際、隣接する教室等にも大声で危険を知らせ、避難を促す。
- 3 休憩時間等で教職員が児童の近くにいない場合について、児童に日頃から次のように指示しておく。
  - 来校者名札をしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れなさい。
  - できれば、先生のいそうな場所（職員室等）に逃げ、先生に知らせなさい。
  - もし、「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし、自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいるなどの場合は、すぐに先生のいそうなところに逃げること。

# レベル1 …児童(教職員)に危害が及ぶ危険性がある場合

\*レベル1の対応から不審者を侵入者と呼ぶ。

## ○ 対応者

### (1) 侵入者を隔離できているが、危害を加えられそうな場合

- ・ 侵入者の興奮を静め、落ち着かせるよう、言葉遣いに注意しながら複数で対応する。
- ・ 凶器などを持参していないかを確認する。
- ・ 「レベル1」である(危害が及ぶ可能性がある)ことを他の教職員に連絡する。

「6組から連絡です。お客様ですので、○○まで来てください。」

(=レベル1で、不審者1人です。役割分担に従って行動してください。)

### (2) 侵入者を隔離できない場合

- ・ 侵入者を第1会議室に隔離するよう試みる。

「お話を第1会議室でお聞きしますので、一緒にお越しください。」

(侵入者との距離を1.5m以上確保する)

- ・ 侵入者が納得すれば第1会議室へ連れて行く。 → (1)へ
- ・ 隔離を試みたが隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合 → レベル2へ

## ○ 本部

- ・ 校長:「110番」通報を指示
- ・ 教頭:教育委員会へ連絡、支援要請。
- ・ 勢木:緊急放送……「6組の先生に連絡します。○○まで来てください。」  
(=○○でレベル1です。役割分担に従って行動してください。)

「児童の皆さん、教室に入ってください。」

- ・ 教頭:「110番」通報。PTA本部役員へ連絡、協力を要請
- ・ 勢木:情報の集約

## ○ 安全確保

- ・ 教室へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確保

1年: 2年: 3年:

4年: 5年: 6年:

支援学級: 連絡及び全体集約:

- ・ 教室で待機、放送等の指示を待つ。
- ・ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

## ○ 侵入者対応

- ・ :現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。

- ・ :校内を巡回して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

## ○ 救助救護

- ・ 負傷者が出了場合に備えての準備:
- ・ 負傷者の搬送・安全確保の応援(教室を巡回):
- ・ 侵入者対応、校内巡回の応援:

\* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

\* 退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。(本部)

## レベル2…児童(教職員)に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

### ○ 対応者

- ・ 笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして周囲に危険を知らせる。
- ・ 近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- ・ **侵入者を注視する。**攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、さすまた、机やイス、ほうき、消火器等防御できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害を加えられないようにながら、**時間をかせぐ。**
- ・ 侵入者が逃げた時は笛を鳴らしながら追いかけ、逃げる先の児童等に危険を知らせる。
- ・ 児童に危害が及ばないよう最大限の努力をするとともに自らの身を守ること。  
(対応者が負傷してしまうと、子どもを守ることができない。)
- ・ 児童が捉えられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように諭す。  
「子どもを離しなさい。」「落ち着きなさい。」

### ○ 本部

- ・ 校長:直ちに「110番」通報を指示。  
避難等の判断・指示。
- ・ 教頭:教育委員会へ連絡、支援要請(状況によっては校長が連絡)  
侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校への連絡を教育委員会に要請。
- ・ :緊急放送…「〇〇で緊急事態です。先生方は所定の行動をとってください。

」

(=〇〇でレベル2です。役割分担に従って行動してください。)

「児童の皆さん、〇〇から離れて教室(体育館)に入りなさい。」

- ・ 教頭:「110番」通報。PTA本部役員へ連絡、協力を要請
- ・ :情報を集約

### ○ 安全確保

- ・ 避難場所・経路の決定 校長及び教頭
- ・ 教室(体育館)へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認  
1年: 2年: 3年:  
4年: 5年: 6年:  
支援学級: 連絡及び全体集約:
- ・ 教室(体育館)で待機(放送を待つ)
- ・ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

### ○ 侵入者対応

- ・ :現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ・ :校内を巡回して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

### ○ 救助救護

- ・ 負傷者が出了場合に備えての準備:
- ・ 負傷者の搬送・安全確保の応援(教室を巡回):
- ・ 侵入者対応、校内巡回の応援:
  - \* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。
  - \* 退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。(本部)
  - \* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

# レベル3…児童(教職員)に危害が及んだ場合

## ○ 対応者

- 笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる。
- 近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- 侵入者に注意しつつ負傷した児童等の状況確認、応急手当を行う(救命を最優先)。
- 被害が拡大しないようできるだけ時間をかせぐ。
- 駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する。

## ○ 本部

- 校長:直ちに「110番」、「119番」通報を指示。避難等の判断・決定・指示。
- 教頭:教育委員会へ連絡。支援と近隣学校園への連絡を要請。
- :緊急放送…「〇〇で緊急事態。レベル3です。」  
(=〇〇でレベル3です。役割分担に従って行動してください。)  
「児童の皆さんは、〇〇から離れて教室(体育館)に入りなさい。」
- 教頭:「110番」通報。PTA本部役員へ連絡、協力を要請
- :「119番」通報。情報の集約、通信方法の確保

## ○ 安全確保

- 避難場所・経路の決定 校長及び教頭
- 教室(体育館)へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認  
1年: 2年: 3年:  
4年: 5年: 6年:  
支援学級: 連絡及び全体集約:
- 教室(体育館)で待機(放送を待つ)
- 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

## ○ 侵入者対応

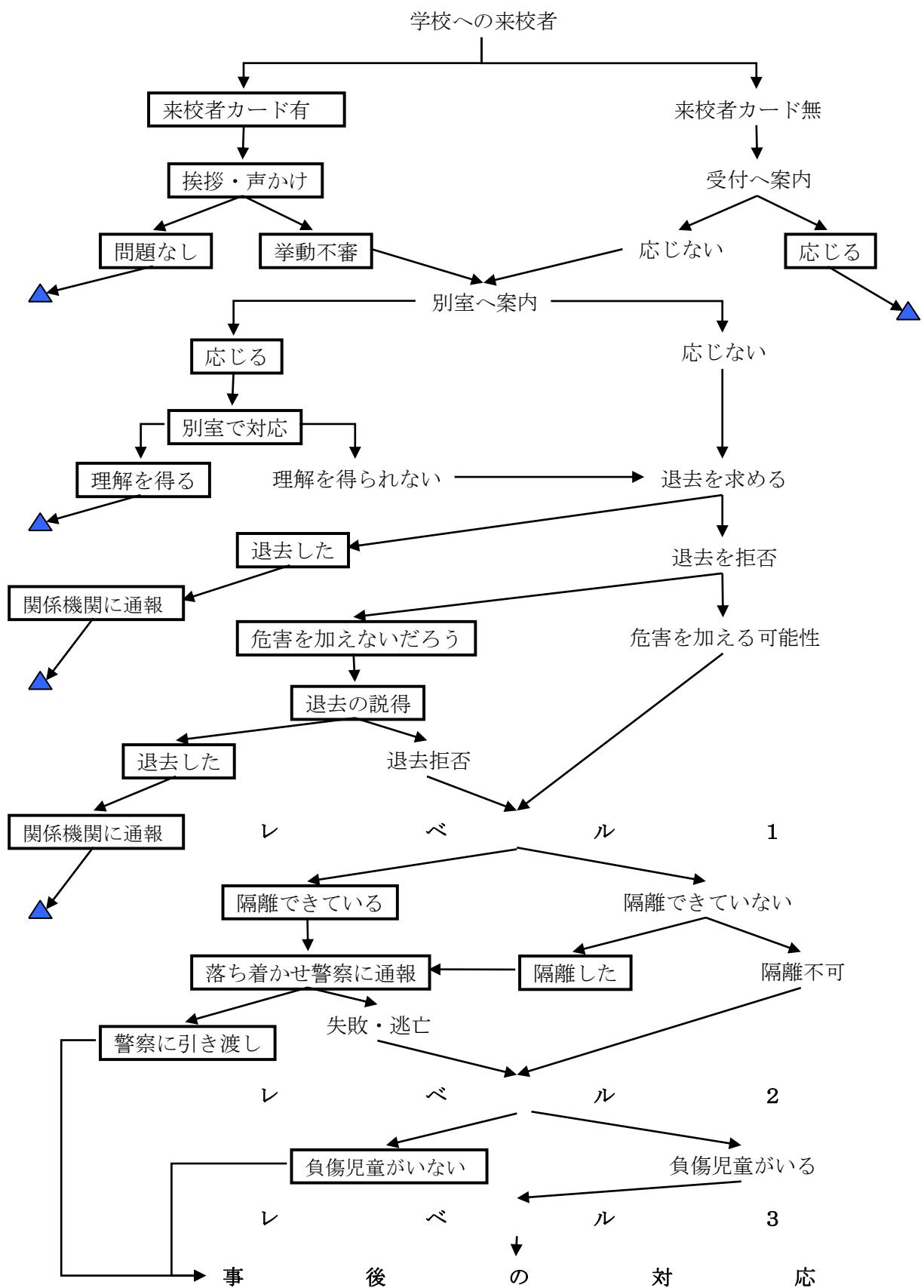
- :現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- :校内を巡回して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

## ○ 救助救護

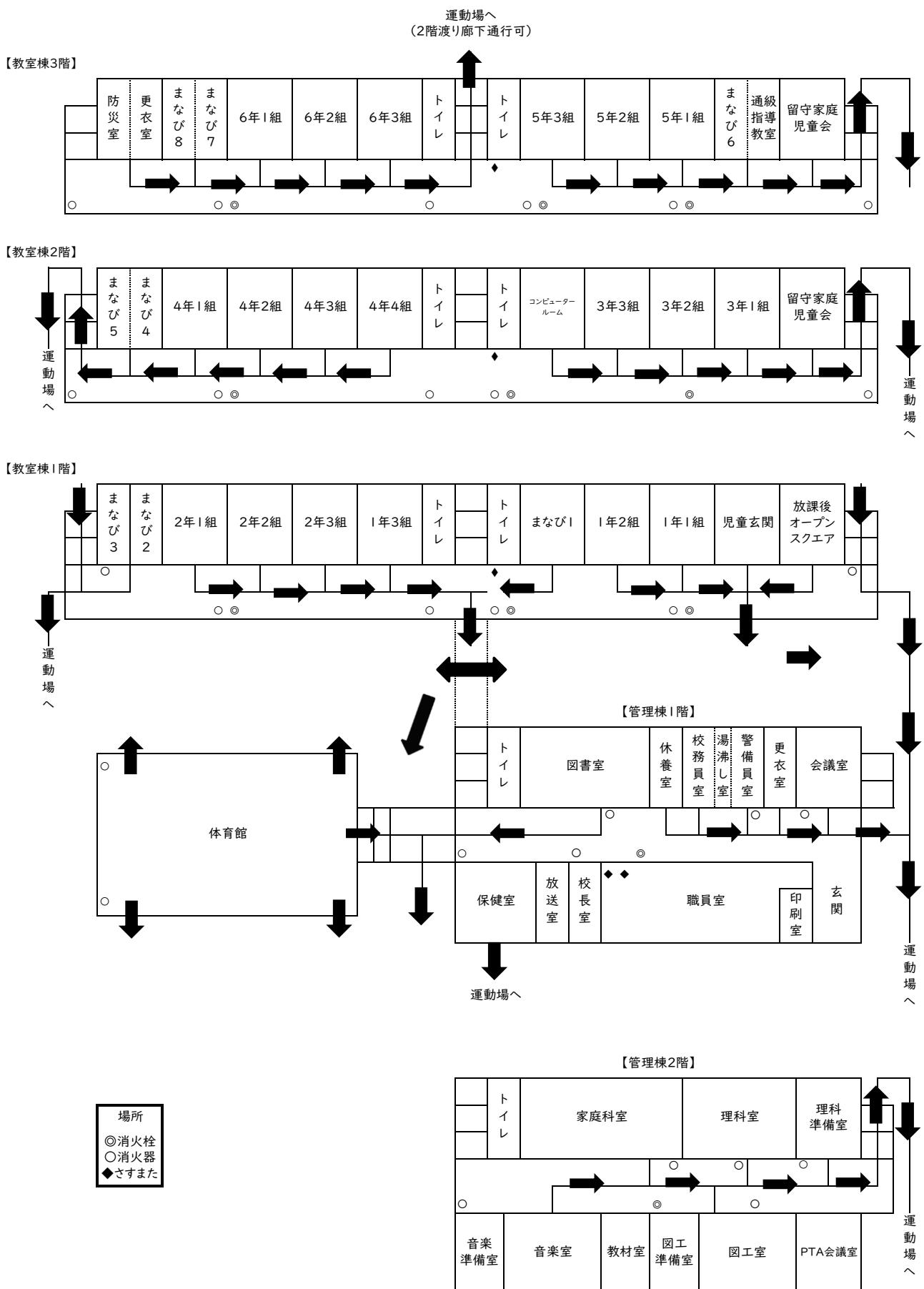
- 現場へ急行する。負傷者の応急手当、搬送の準備(救急車手配の要請):

安全確保の応援(教室または避難場所への誘導とその他救護):

- 負傷者のリストの作成(学年組名前、症状、処置、搬送先、付添者等):教頭
  - 救急車同乗及び搬送先からの連絡(本部、保護者):  
非常袋(児童緊急連絡先名簿、関係機関連絡先一覧:緊急マニュアル、携帯電話、筆記用具、記録用紙等を入れた黄色い袋を教頭席に常備)の携行
  - 負傷者搬送先及び状況の確認:教頭
- \* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。
- \* 報道機関については、本部が教育委員会と連携し対応する。



## 避難経路



# 虐待防止マニュアル

## はじめに

平野小学校の児童は、一人一人が大切にされ、生きる権利を持っています。それが児童虐待のもとで阻害されるようなことがあってはなりません。

私たち平野小学校の教職員全員は、児童虐待防止について啓発したり、早期に発見したりして、児童虐待を未然に防止し被害の拡大に心掛けなければなりません。また、関係諸機関と連携し、事案に対しての対応や保護者に対しての啓発も必要です。

このマニュアルは、平野小学校の児童が幸せに暮らせるためにつくりました。平素の学校生活の中で、気づきを大切にし、組織として対応できるためのマニュアルです。

## 児童虐待の定義とは (児童虐待防止法第2条)

### 1. 身体的虐待 (子どもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること)

- ・打撲傷、内出血、骨折、頭部外傷、刺し傷、煙草によるやけどなど。
- ・首を絞める、殴る・蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、一室に拘束するなど。

### 2. 性的虐待 (子どもにわいせつな行為をしたり、子どもにわいせつな行為をさせること)

- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など
- ・性器や性交、ポルノグラフィーを見せる。
- ・ポルノグラフィーなどの被写体などに子どもを強要する。

### 3. ネグレクト (保護者としての監護を著しく怠ること)

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っている。例えば家に閉じこめる、重い病気になっても病院へ連れて行かない、乳幼児を家に残したままびたび外出する、乳幼児を車に放置するなど。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。

### 4. 心理的虐待 (子どもに著しい心理的外傷を与える言動をすること)

- ・ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする。
- ・子どもが DV を目撃する。

子どもの虐待とは、親または親に変わる保護者などによる「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達の妨げになる行為」をいいます。

虐待であるかどうかは、保護者などの意図とはかかわりなく、あくまで子どもの視点、子どもの権利が侵害されているかどうかといった観点から判断すべきであるということです。

子どもへの虐待行為は、子どもの健全な成長を阻害する重大な人権侵害であり、時には生命までも脅かし、多くは子どもの心に深い傷となって残り、人格形成に大きな影響を与えます。

この法律は、児童虐待の定義を定めるとともに、

①児童虐待の禁止

②虐待を発見しやすいものの早期発見義務や国民の通告義務

③児童の安全確認、一時保護、立入調査

④保護者に対する指導を受ける義務

⑤親権の適切な行使などの規定を設け、児童虐待の早期発見、早期対応及び虐待を受けた子どもの適切な保護を体系的に推進することを目的にしています。

## 法的根拠

### 児童福祉法第25条

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、家庭裁判所に通告しなければならない。

### 児童虐待の防止等に関する法律5条（児童虐待の早期発見等）

1 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

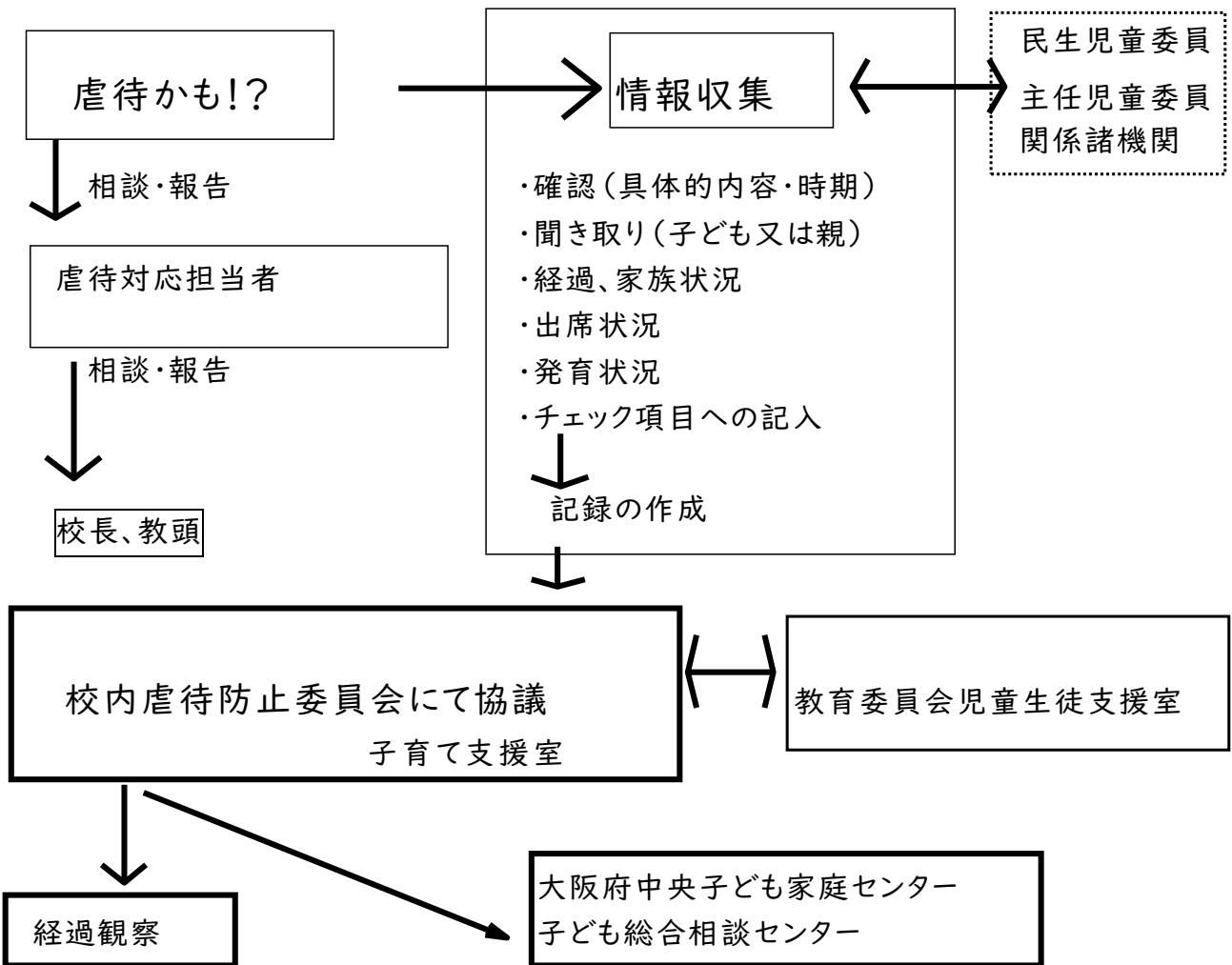
3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育又は啓發に努めなければならない。



### 児童虐待の防止等に関する法律6条（児童虐待に係る通告）

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

## 虐待を見たら



**相談報告** 虐待問題については、一人で抱え込まず職場全体で考えていくことが大切です。虐

待を疑ったら、校長、教頭、虐待対応担当者に相談・報告します。

**情報収集** 記録票に記入。できるだけ複数で対応し記録を残す。

**校内虐待防止委員会** 特別支援教育校内委員会をあてます。学校において共通理解を図り、必要な情報は、共有化しますがプライバシーの保護には十分留意します。

参考文献 枚方市児童虐待防止マニュアル(第3版)

## 台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について【令和5年9月改訂版】

### 1. 枚方市に特別警報が発表された場合

#### ○午前7時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

#### 登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

### 2. 枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

#### ○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

#### ○午前7時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

#### ○午前7時～9時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。（小学校・中学校とも、給食があります）

#### ○午前9時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

#### ○午前9時～10時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。
- ・小学校では、4時限目終了後に下校となります。（給食はありません）
- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。（給食があります）

#### ○午前10時に発表中

- ・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。
- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

#### ○午前10時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。（給食はありません）

#### ○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

#### 登園・登校後に発表された場合

- ・原則、各学校園に待機します。

- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願ひします。

- ・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、小学校は引き渡し下校を、中学校は複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりミルメール等でお知らせします。

### 3. 上記以外の対応になる場合

- ・学校園を通してミルメール等でお知らせします。

## 地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況 パタン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;"><b>臨時休業</b></p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;"><b>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p style="text-align: center;"><b>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>児童・生徒の確認・保護</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員率)</b></p>
下校中	<p style="text-align: center;"><b>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

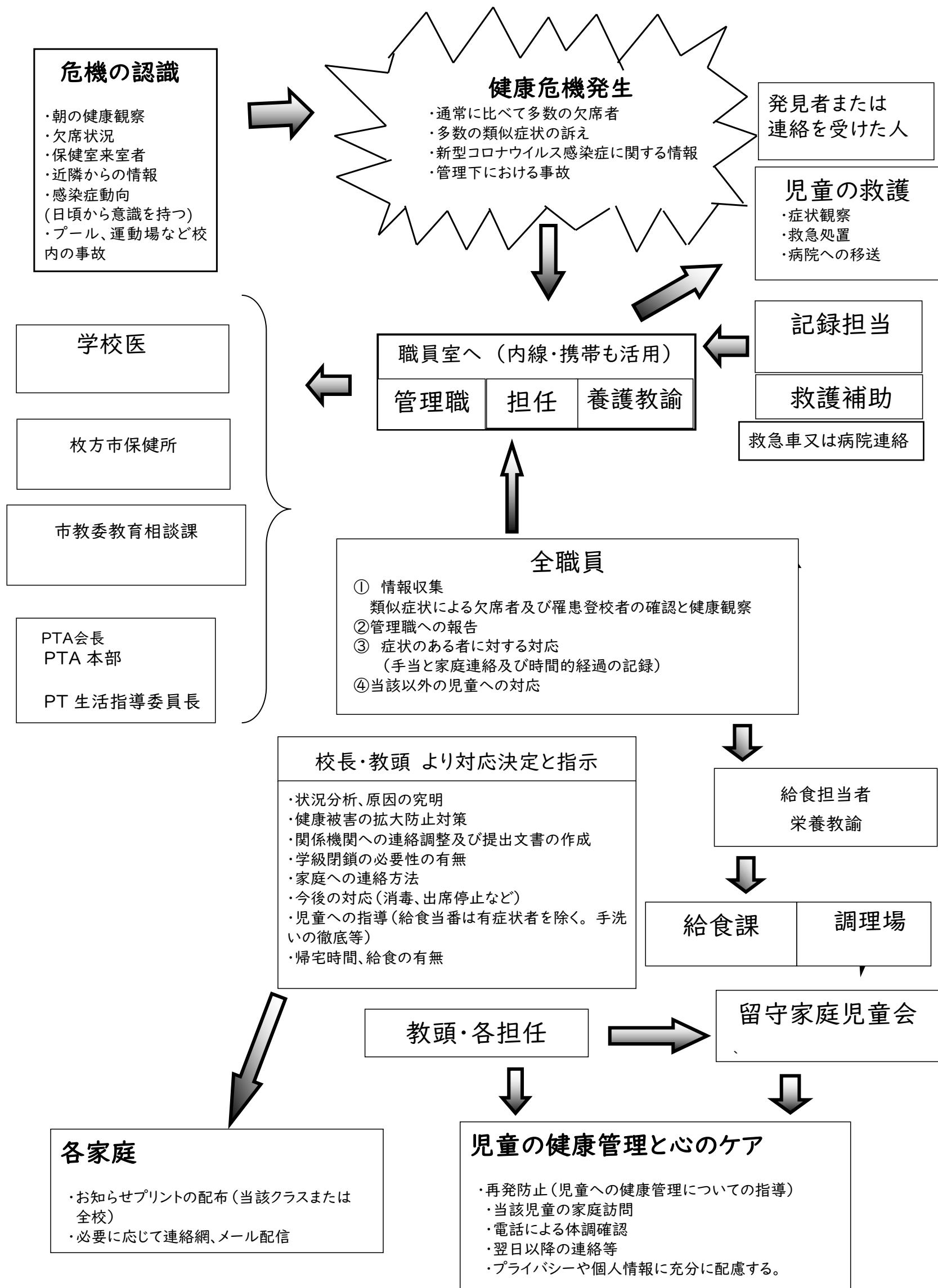
※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

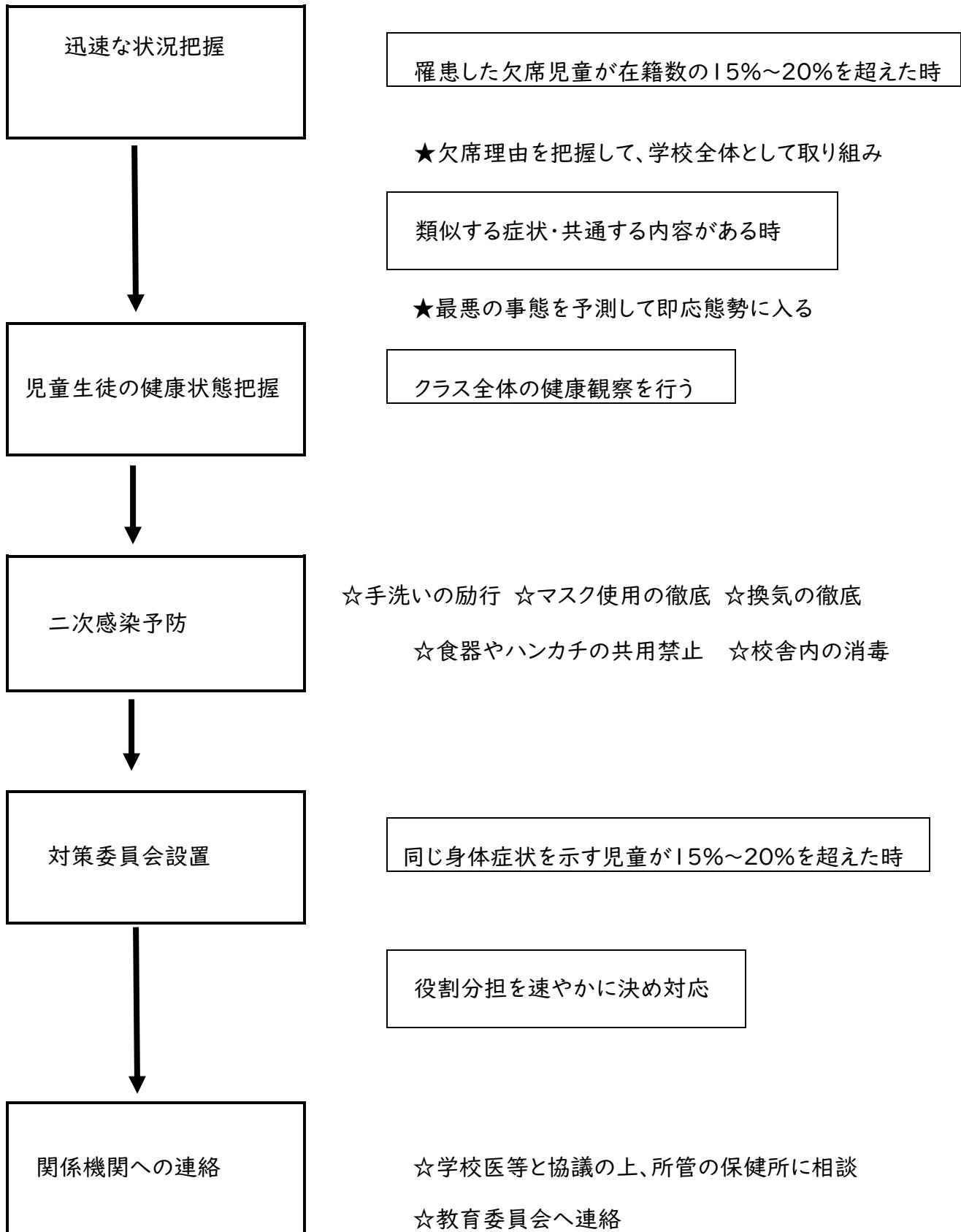
# 健康危機発生時の対応マニュアル(令和5年度)

枚方市立平野小学校

(健康危機とは、食中毒、感染症、毒物劇物、各種災害その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態をいう)



## ★ 感染症に対する初期対応の概要について(新型コロナウイルス感染症を除く)



※大阪府学校保健会編「学校長のための危機管理マニュアル」より抜粋し参照。  
割合については、平成26年度の枚方市教育委員会のインフルエンザ時の学級閉鎖基準による

# プール使用のきまり

平野小学校

## 水質・水温等プール使用の基準

検査項目	基準
(1) 遊離残留塩素	0.4mg/l以上であること。また、1.0mg/l以下であることが望ましい。
(2) pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
(3) 大腸菌	検出されないこと。
(4) 一般細菌	1ml中 200 コロニー以下であること。
(5) 有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として 12mg/l以下であること。
(6) 濁度	2 度以下であること。
(7) 総トリハロメタン	0.2mg/l以下であることが望ましい。
(8) 循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5 度以下であること。また、0.1 度以下であることが望ましい。

水温・気温 水温 23°C以上・気温35°C未満、熱さ指数31°C未満であること

(気温-水温=3~5°C以上が望ましい)

天候 雨天、強風、雷が鳴っていないこと

雷が鳴った場合は、直ちにあげておさまるまで更衣室で待機

竜巻など悪天候には十分注意すること

光化学スモッグ 注意報以上が発令されていないこと(予報は可)

## 1. 申し合わせ事項

(1) 常時、プールには3名以上いること。必要に応じて応援体制をとる。

・救助係…1名 ・監視係…1名 ・指導係…1名

監視係:プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

救助係:プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。**2クラスの場合、担外はプールには入らない監視係とする。(今年度は1年生A・Bグループと6年生が対象)**

(2) 水着は指定されたものを着用し、水泳帽を必ずかぶる。

(3) はきもの(サンダルなど)は、プール入り口横の靴箱に入れる。

(4) 準備体操・整理体操をする。

(5) 更衣室は、3, 4, 5, 6年が使用する。

(6) 見学者は、プールサイドで見学する。

(7) UV対策として、プールサイドで休憩の際、肩からバスタオルをかける。

(8) プール指導中は、**教室の施錠**をする。プールの門は、かんぬきを閉める。

(9) プールを使用しない日も朝機械を運転し薬品投入する。

## 2. プール当番について

(1) 教職員で交代する。

(2) 朝の仕事(午前 8 時 30 分までに終了する)

・プールボックス(水温計、残留塩素測定器、プール日誌、救急バッグ)を持って行き、管理室に置いておく。

・浄化装置を動かす。

・残留塩素濃度、PH、水温、気温、透明度を測定する。

・日誌に当番学年・日付・天候、測定値など必要事項を記入し、職員室の黒板へも記入する。

### (3) 放課後の仕事

- ・浄化装置を止め、機械の施錠をする。
- ・プールの水を止める
- ・雑菌消毒と藻対策のために塩素を投入する。

#### 朝

1. プールボックスを管理室に持って行く。  
※ 最終学年が、職員室にもどす。
2. 浄化装置を動かす。
3. 残留塩素、PH濃度、水温、気温、濁度を計る(検査薬は錠剤を使用する)。
4. 塩素薬剤投入器に必要量の薬剤(半袋程度)を投入して機械操作をする。
5. プール日誌に記入する。職員室の前黒板に、水温、気温、を記入する。

#### 帰り

1. 浄化装置を停め、機械室を施錠する。
2. 入り口、その他の施錠を確認する。
3. 金曜日:**持続性の錠剤**を【大プール(1.7袋)・小プール(0.3袋)】をピンに入れ  
て、プールの四方八方に浮かべる。
3. プール指導について
  - (1)常時、プールには3名以上いること。必要に応じて応援体制をとる。  
・救助係…1名・監視係…1名・指導係…1名  
2クラスの場合、担外はプールには入らない連絡係とする。  
緊急の場合は、「健康危機発生時の対応マニュアル」に従って行動する。
  - (2)指導者は水着で指導すること。
  - (3)プール使用時は、必ず管理室の救急箱、タオルケット、アンビューバッグ等緊急対応グッズの確認をしておくこと。
  - (4)プールサイドや水中に危険物等がないか確認すること。
  - (5)時間ごとに残留塩素を測定し、プール日誌に記入すること。
  - (6)プール日誌を記入すること。
  - (7)シャワーでの指導を徹底すること。(アトピー等皮膚の弱い児童は配慮すること。)
  - (8)プールに入水時は、水のかけ方、入り方に注意させること。
  - (9)プールサイドを走る等危ない行為については、しっかりと指導すること。
  - (10)体操やシャワーを浴びる時は、児童にあまり大きな声を出させる指導は控えてください。  
(体操やシャワーの数を数える時など)
  - (11)ラッシュガードを着用している児童が寒さ等で、途中見学する場合は、ラッシュガードを脱  
いで上からバスタオルを羽織るようにさして下さい。
  - (12)かぎは、プール入口と内側(トイレ・更衣室)のみを使う。鍵は使用後、次の学年に手渡す  
か職員室にもどす。
  - (13)使用のときは、その都度以下の事を行う。  
・止水を確認する。  
・トイレ(トイレットペーパーの補充)、更衣室、入り口を施錠する。(トイレの中もつまっているかチェックして、場合によっては水を流す。)
  - (14)当日、最終の学年は、プールボックスを職員室に持って帰る。
4. 塩素の投入について
  - ◎雑菌消毒のため、塩素の錠剤を使用。残留塩素濃度については、0.4~1.0mg/Lの基準をクリアするため、0.7mg/Lを確保すること。

## ☆ 水泳指導時における「緊急対応体制」

水泳指導に当たっては、泳力の向上を図るとともに、自分の体を水難から守ることを目標とし、安全指導と施設管理の徹底に努める。

### I. 施設管理

#### ①施設の点検

- ・プール利用時に目視・触診・打診を実施する。
- ・プール管理日誌に毎日の状況等を記載する。(気温・水温・利用者数・水質検査結果・残留塩素濃度・透明度・施設の安全点検結果等)
- ・施設の安全点検結果を掲示し、周知する。

#### ②施設の異常が発見された時

- ・危険箇所に児童を近づけない。
- ・児童を速やかに避難させ、プール使用を中止する。
- ・プール使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールは使用しない。
- ・排水口の異常が発見された場合は循環ポンプまたは起渡ポンプを停止する。

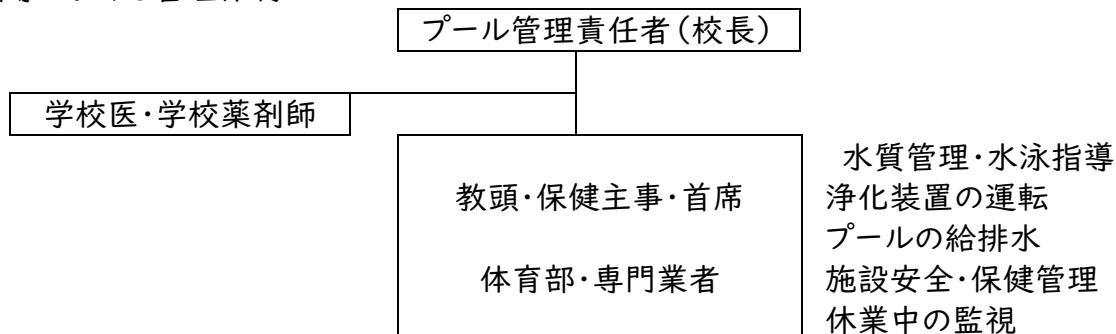
### 2. 安全指導

- ・水泳時の安全を確保するため、児童にプールの使い方の実地指導や安全指導の徹底を行う。
- ・「プールサイドは走らない」「入水前、入水後は人数点呼を必ず実施する」「体調を整えておく。体調が悪い時は、必ず担任に連絡する」等、プール使用のきまりを徹底する。
- ・水泳指導にあたっては、3人以上の指導者で指導する(内1人は、陸上で監視を行う。)
- ・光化学スモッグや天候、気温・水温・暑さ指数に十分配慮し、水泳指導を実施する。
- ・AED講習や心肺蘇生法の研修を行い、安全に対する意識の高揚を図る。

### 3. 緊急時の対応

「健康危機発生時の対応マニュアル」に従う。

### 4. 水泳指導における管理体制



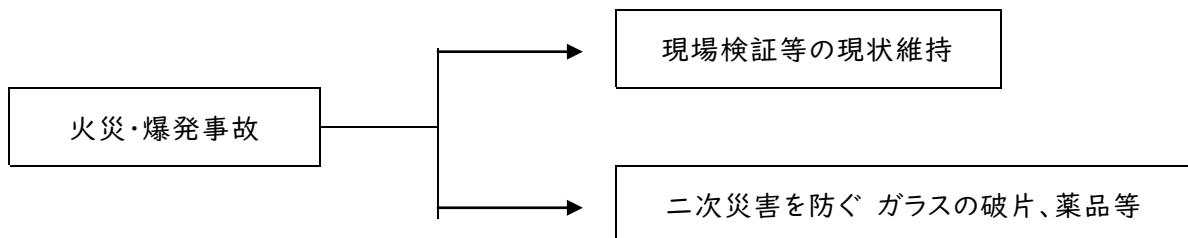
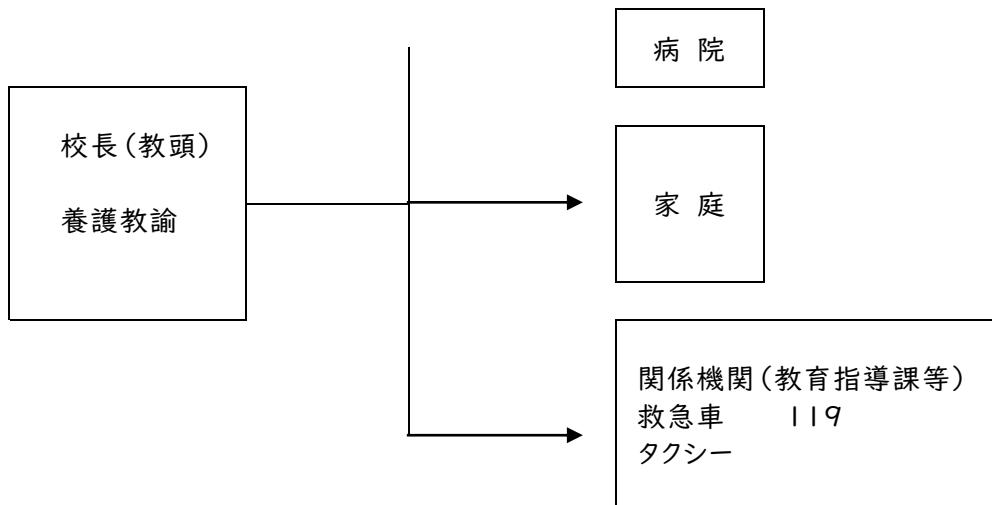
# 学校理科薬品などにおける事故等の処置について

## 【日常における管理上の留意事項】

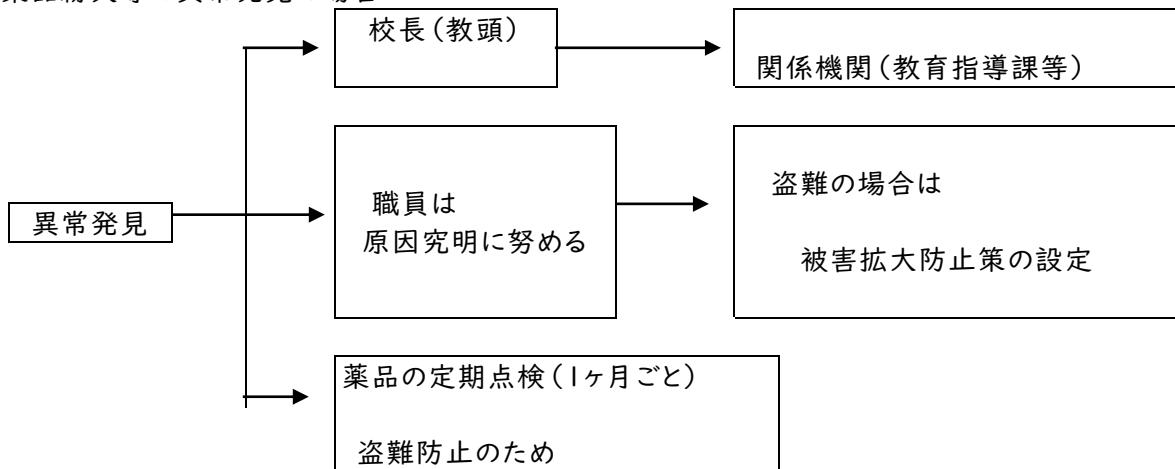
- 1, 薬品の使用に関しては、使用簿に記入し、1ヶ月ごとに薬品台帳に転記すること。
- 2, 1ヶ月ごとに定期点検をし、実際の数量と台帳との数量が合致しているかを確認する。
- 3, 使用簿および薬品台帳には日付、使用者の氏名を記入すること。
- 4, 薬品庫や準備室の施錠は使用者がすること。
- 5, 児童が準備室に入る場合は、必ず教師同伴であること。

## 【事故が発生した場合の基本的な留意事項】

### ◎薬品などに身体的被害を受けた場合



### ◎薬品紛失等の異常発見の場合



## ◎使用時のトラブル防止のために

- 1 誤飲した場合 ----- 何をどれだけ飲んだのかを把握し、医師に伝える。  
吐かせると危険な場合もあるので、気道を確保し、救急車を待つ。
- (A) (塩酸、水酸化ナトリウム、アンモニア水、過酸化水素水)  
救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる
- (B) (メタノール)  
救急車を呼ぶ ----- 気道を確保し、横向きに寝かせる  
吐瀉物によって窒息しないように注意する
- 2 目に入ったとき ----- 眼科に連絡 → 眼科医の診察を受ける
- 洗面器に水をたくさん入れて、その中で目をパチパチする(20分以上)  
●水道で目を洗う場合は、水を勢いよく出さない(水の勢いが強いと、角膜を痛める)
- 3 皮膚についた場合
- (A) (塩酸などがズボンにこぼれた場合)  
服の上から水を流す → 病院に連れていく
- (B) (水酸化ナトリウムがついた) ➡ 水酸化ナトリウムは皮膚を溶かす  
《皮膚についた場合》
- 大量の水で流す → 病院へ連れていく
  - 粒状の物は火傷しないように気をつける  
(粒状の物 → 水に溶ける → 発熱反応 → 火傷)
- 《服についた場合》
- 粘膜の部分に触れないように気をつける → 病院に連れていく
- 4 ガス中毒の場合
- 救急車を呼ぶ → 換気のいい場所へつれていく
- 5 火傷
- 大量の水で冷やす(20分以上)  
●火傷の状況に応じて病院に連れていく